

## 生徒心得（守るべき規律など）

生徒一人一人が意欲的に学習し、将来の目標を定め、自己の能力を開発し、豊かな個性の伸長に努めること。また、お互いの人格を尊重し、真の友情を深め、高校生としての自覚と誇りを持って、特に下記事項を守り、節度ある生活を送ること。

### （１）服装など

常に県立有馬高等学校の生徒であるという自覚を持ち、本校生としてふさわしい服装や態度を心がけ、行動すること。

#### ① 服装

- ・本校指定の制服（ブレザー・スラックス・スカート・カットソーシャツ・セーター・ベスト）を着用する。制服を變形することは禁止する。
- ・靴下は、白・黒・紺・グレーの無地（目立たないワンポイントは可）とする。女子は、黒またはベージュのストッキング・タイツを着用してもよい。

#### ② 頭髪など

- ・頭髪は清潔を心がけ、奇抜な髪形はしない。パーマ・カール・染髪・脱色・エクステ・つけ毛は禁止する。
- ・化粧・マニキュア・つけ爪・アクセサリ（ピアス・指輪・ネックレス・カチューシャ）などの学習活動に不要と判断されるものは禁止する。

### （２）通学

登校時については、公共のマナー・交通ルールを遵守し、安全を心がけること。携帯電話を使用しながら自転車および徒歩通学をしない。（交通反則通告制度 R8.4月～）

- ① 本校では公共交通機関の活用・徒歩での通学を推奨している。
- ② 自転車通学を希望する者は「自転車通学許可願」をよく読み、必要事項を記入して提出すること。ヘルメットの着用を推奨しています。
- ③ 自家用車送迎による校内への車の乗り入れは認めてない。特別な事情のある時は、担任を通じて事前に許可を得ること。また本校正門前の道路や近隣の私有地での乗り降りはないこと。
- ④ 徒歩通学者は、交通マナーに留意し、他人に迷惑をかけること。

### （３）校内生活について

- ① 始業から終業まで、無断で校外へ出てはならない。
- ② 遅刻・欠席・早退・忌引き等は、保護者より Classi で欠席連絡を行うか、電話連絡すること。（朝 8:00～8:15 に学校へ連絡下さい。）
- ③ 遅刻の際は、先ず職員室で「遅刻届」を記入し指導を受けた後、授業教室で教科担当者に提出すること。
- ④ 始業時間は 8 時 30 分とする。

- ⑤ 下校時間は、夏季 18 時 30 分、冬季 18 時 00 分とする。ただし、教員の申し出により、年間の別途定められた日数において 30 分の活動延長を認める(考査 1 週間前及び考査中は除く)。

夏季：学年末考査終了翌日～10 月考査前日 (3 月～10 月中旬)

冬季：10 月考査～学年末考査最終日 (10 月中旬～2 月末)

- ⑥ 早退の際は、職員室で「早退許可証」を記入してから帰宅すること。帰宅後、学校へ連絡すること。
- ⑦ 携帯電話・スマートフォンは、学校敷地内では電源を切って鞆の中に閉まっておく。緊急時の使用については、教員の許可を得ること。
- ⑧ ゲーム機・まんが・お菓子・ガムなど、学校生活に不必要な物は持ってこない。
- ⑨ 禁止事項が守られない場合、学校において安全・安心を脅かす行為があった場合は、特別な指導を行う。

#### (4) 部活動

本校では、多くのことを経験し人間的に成長できる部活動への入部を推奨している。異年齢の生徒や顧問との交流を通じて、チームワークや礼儀を学べるだけでなく、困難なことにもチャレンジして、やればできるという感覚や自己肯定感を高めることができるからである。本校には、以下の運動部、文化部、クラブがある。

【運動部】 ・陸上 (男女)・水泳 (男女)・バドミントン (男女)・卓球 (男女)・剣道 (男女)  
・空手道 (男女)・サッカー (男・女)・テニス (男・女)・バレーボール (男・女)  
・バスケットボール (男・女)・野球 (男)・ソフトテニス (女)

【文化部】 ・ESS ・科学 ・演劇 ・美術工芸 ・書道 ・吹奏楽 ・商業 ・茶華道  
・箏曲 ・写真 ・マンガアニメーション ・BHE (同好会) ・放送 (委員会)

【クラブ】 ・家庭 ・農業 (人と自然科の生徒のみ)

#### (5) その他

- ① 本校では人命の尊重から「三ない運動」に沿った指導をしている。  
「三ない運動」・・・1. (単車に) 乗らない 2. (免許) を取らない 3. (単車) を買わない。
- ② 青少年愛護条例を遵守すること。外出する場合は、行き先・帰宅時間などを必ず家族に知らせておくこと。夜間 (22:00 以降) の外出、外泊はしないこと。
- ③ 旅行する場合や、学割が必要な場合は、「旅行届・旅客運賃割引証発行願」を提出すること。
- ④ 住所移転、災害、家事情の急変などについては、できるだけ早く担任に届け出ること。
- ⑤ アルバイトは原則禁止とする。諸事情によりアルバイトを希望する場合は、家庭でよく話し合った上で学校と相談すること。